

平成26年度監査結果について

I 実地監査

II 書類監査

(参考)平成27年度監査計画

平成27年6月17日

 日本貸金業協会

監 査 部

I 実地監査結果について

1. 監査結果の概要

平成26年度の実地監査は、123協会員に対し実施した(内訳:一般監査109協会員、特別監査14協会員)。監査結果については、指摘有の協会員は48協会員(前年度43協会員)で、その割合は39%(同41%)と前年度に比べ若干の改善が見られた。

また、指摘件数は88件(同85件)で、実施した1協会員当たりの指摘件数は0.7件(同0.8件)と前年度とほぼ同水準であった。

指摘内容は、「書面交付」「交渉経過の記録」「返済能力の調査」に関するものが多く、また、改善指導では、「反社会的勢力に対する基本方針の公表」「加入指定信用情報機関の名称の公表」「ホームページの修正」「立入検査に係る届出書」に関するものが多く見受けられている。なお、実地監査で把握した監査先協会員の管理態勢面や業務運用面における良い事例も参考情報として掲載した。

監査実施後の対応は、監査結果通知を交付するとともに、法令違反の指摘があった協会員に対しては、改善及び再発防止についての書面の提出を求めた。また、不適切な取扱として指摘した事案のうち、監査期間中に改善を確認できなかったものは、監査終了後の一定期間内に改善完了の報告を求めるなど、実効的な監査の実施に努めた。

(1)実施数及び指摘件数

		平成26年度				平成25年度			
A	実施会員数	123会員(うち特別監査14会員)			B/A	105会員(うち特別監査 9会員)			B/A
	指摘有の会員数	48会員(うち特別監査 6会員)			39%	43会員(うち特別監査 6会員)			41%
指摘項目		指摘件数等	法令等違反	不適切な取扱	(改善指導)	指摘件数等	法令等違反	不適切な取扱	(改善指導)
一般監査	貸金業法	65 件	20 件	45 件	251 件	65 件	18 件	47 件	186 件
	自主規制関連	5 件	2 件	3 件		1 件	- 件	1 件	
	その他法令	1 件	- 件	1 件		3 件	- 件	3 件	
	小計 指摘件数	71 件	22 件	49 件	251 件	69 件	18 件	51 件	186 件
	指摘有の会員数	42 会員	10会員	37会員	96会員	37 会員	9会員	35会員	86会員
特別監査	貸金業法	14 件	8 件	6 件	31 件	15 件	5 件	10 件	32 件
	自主規制関連	2 件	2 件	- 件		- 件	- 件	- 件	
	その他法令	1 件	1 件	- 件		1 件	- 件	1 件	
	小計 指摘件数	17 件	11 件	6 件	31 件	16 件	5 件	11 件	32 件
	指摘有の会員数	6 会員	3会員	3会員	11会員	6 会員	3会員	5会員	8会員
総計	C 指摘件数	88 件	33 件	55 件	282 件	85 件	23 件	62 件	218 件
	D 指摘有の会員数	48 会員	13会員	40会員	107会員	43 会員	12会員	40会員	94会員
	指摘有の1会員当たりの指摘件数(C/D)	1.8	2.5	1.4	2.6	2.0	1.9	1.6	2.3
	実施した1会員当たりの指摘件数(C/A)	0.7	0.3	0.4	2.3	0.8	0.2	0.6	2.1

- ・「不適切な取扱」とは、
 - ①「法令・諸規則等」に抵触していると認められるもののうち、軽微な不備で、監査期間中に改善が完了したことを確認した事案、及び監査期間中に改善に着手しており自主的な改善完了が期待できる事案。
 - ②「法令・諸規則等」で明示されている違反行為に類似した行為と判断した事案。
- ・「その他法令」とは、

貸金業法・自主規制基本規則以外で貸金業務に適用される法令で、犯罪による収益の移転防止に関する法律、出資法等である。
- ・「改善指導」とは、
 - ①現行法令等に照し改善を要すると認められる事案。
 - ②抵触している「法令・諸規則等」の該当条文が努力義務規定の事案。

(2) 指摘内容(一般監査、特別監査)

法令等	指摘の概要	26年度		25年度	
		法令等違反	不適切な取扱	法令等違反	不適切な取扱
貸金8条	変更の届出が未提出	－	－	－	3
貸金12条の2	資金需要者等に係る情報の管理態勢不備	－	－	－	1
貸金12条の3	貸金業務取扱主任者の設置要件不適格、貸金業務取扱主任者の役割発揮不十分	1	1	－	6
貸金12条の4	従業者名簿・従業者証明書の未作成、従業者名簿の記載不備	1	－	－	1
貸金13条	返済能力調査の未実施、記録不備	7	1	4	3
貸金13条の2	過剰貸付け等の禁止	2	1	2	－
貸金14条	貸付条件等の掲示不備	－	2	－	2
貸金16条の2	契約締結前書面の未交付、記載不備	5	6	9	8
貸金17条	契約締結時書面の未交付、記載不備	4	32	3	27
貸金18条	受取証書の未交付、記載不備	2	1	2	－
貸金19条	帳簿の記載不備、交渉記録の記載・保存不備	4	6	1	5
貸金21条	催告書の記載不備	－	1	－	－
貸金24条の6の2	開始等の届出が未提出	－	－	－	1
貸金41条の35	個人信用情報の未提供	－	－	1	－
貸金41条の36	個人信用情報の提供等に係る同意の未取得	2	－	1	－
貸金業法計		28	51	23	57
自主11条	社内態勢の未整備、社内規則の未改定	3	－	－	1
自主22条	借入意思の確認不足、記録不備	1	3	－	－
自主規制基本規則計		4	3	－	1
犯収6条	取引時確認の記録漏れ	1	1	－	4
その他法令計		1	1	－	4
総 計		33	55	23	62

貸 金 : 貸金業法

自 主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

犯 収 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律

(3) 改善指導内容

改善指導の概要	26年度	25年度
反社会的勢力に対する基本方針の公表	47	28
加入指定信用情報機関の名称の公表	47	17
ホームページの修正 - 貸付条件の表示に不備がある。(担保の要否等法定事項の一部が未表示、不明確・不適切な条件表示 等) - 指定紛争解決機関の表示がない。 - 審査を行う旨、啓発文言、返済シミュレーションの表示がない。 - 協会員番号の表示が協会推奨方式と相違する。 - 借入意欲をそそるなどの不適切な勧誘表現がある。 等	37	40
届出事項 立入検査に係る届出書の未提出。 等	35	27
指定紛争解決機関の名称の公表	21	15
研修(周知徹底) 実施記録を作成・保存していない。 等	17	10
貸付条件表の掲示内容 - 年利率を小数点第一位まで表示していない。 - 主な返済の例の記載がない。 等	13	9
社内規則の策定 犯罪収益移転防止法の改正等に伴う事項が社内規則に未反映。 等	11	19
反社会的勢力の排除条項の追加	8	7
取引時確認記録 改正犯罪収益移転防止法が求める取引目的等の確認・記録漏れ。	7	10
業務検証 - 社内規則で定める頻度で自己検証を行っていない。 - 実施内容が形式的又は検証項目が不足している。 - 検証リストが自社の業務に合致していない。 等	7	7
内部監査 - 内部監査が形骸化している。 - 内部管理部門の責任者が内部監査を実施している。 等	6	3
従業者証明書 携帯を必要とする者に交付していない。 等	4	2
従業者名簿 従業者証明書番号が誤って記載されている。 等	3	2
個人情報保護宣言の公表 内容が古く協会ガイドラインに準拠した社内規則と整合していない。	3	5
貸金業者登録票 - 大きさが法定の寸法に達していない。 - 登録有効期間等が更新前の内容となっている。 等	1	4
重要な使用人の登録 営業所等の業務を統括する者を登録していない。	1	2
借入れの意思の確認 借入申込書の本人記載欄の一部が記入漏れとなっている。 等	-	3
その他 - 貸金業者登録簿の業務の種類・方法が実態と相違。 - 債権証書を返還した旨の記録を残していない。 - 交渉経過記録に交渉の相手方を「先方」と記載のため特定できない。 - 機微情報(本籍地)を黒塗りしていない。 - 個人過剰貸付に係る審査過程の記録が不十分。 等	14	8
総 計	282	218

2. 実地監査からみた、管理態勢面、業務運用面等の良い事例

以下については、協会の内部管理態勢等の改善に資するとの観点から、実地監査で収集した良い事例を取りまとめたものである。

① 経営管理等

- ・ 社長がコンプライアンス・プログラムの実践状況を3ヶ月毎にモニタリングし、その結果を記録しているほか、毎月1回、貸金業務取扱主任者の役割発揮状況を確認している。
(消費者向無担保・従事者5名)
- ・ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、四半期ごとにコンプライアンス・プログラムの進捗状況や貸金業務取扱主任者の活動状況等を同委員会に報告させるなど、経営陣が積極的に法令等遵守態勢の確立・推進に関与している。
(消費者向無担保・従事者300名超)
- ・ コンプライアンス・プログラムの策定部署であるコンプライアンス委員会が、全部室を対象に、同プログラムに基づく自主検証および内部研修の実施状況を監督している。また、内部監査室が同プログラムの実効性を内部監査で検証している。
(事業者向有担保・従事者50名超)

② 業務検証

- ・ 自社の業務内容に見合った検証事項を7種類のチェックシートにとりまとめ、店長が各々の検証事項について3ヶ月毎に業務検証を実施しているほか、毎月1回、各従業員の業務日誌を確認している。また、顧客情報管理や書面交付、取立て行為等の重点検証事項については、社長が毎月1回、実施状況を確認している。
(消費者向無担保・従事者5名)
- ・ 全ての電話の受発信を自動録音して音声サーバーに保存しており、毎月1回、管理者が全職員の音声ファイルを各種の条件で抽出して交渉内容の適切性や交渉経過記録の正確性を検証し、問題点があれば是正・改善を指示している。
(消費者向無担保・従事者100名超)

③ 内部監査

- ・ 個人の業者で他に従事者はいないため、監督指針の「自己検証リスト」に基づいて実際の業務内容に合わせた「内部管理確認リスト」を作成し、月1回、自己検証を行っている。同リストにはトピックス欄を設け、当月のコンプライアンスに関する記事(外部研修会参加や協会書類監査の受検など)を記載している。
(消費者向無担保・従事者1名)
- ・ 監査に当たっては、監査対象部署の業務処理項目についてリスクの洗い出しと評価を行い、リスクアプローチによる監査を実施している。また、内部監査で指摘した事項については、フォローアップ監査を実施して改善施策とその実行状況を確認し、その結果を経営陣に報告している。
(消費者向無担保・従事者300名超)

④ 委託先の管理

- ・ 顧客情報管理を含むシステム関連業務を外部に委託しているが、毎月1回、委託先を訪問して委託業務の実施状況を確認しているほか、年2回、委託先から委託業務に係る社内検査の結果報告書を徴求するなど、委託先の適切な管理に努めている。
(信販会社・従事者50名超)

⑤ 社員教育

- ・ 社員のスキルアップの一環として、貸金業務取扱主任者の資格取得に全社を挙げて取り組んでおり、常勤職員の約8割が取得している。
(信販会社・従事者50名超)
- ・ 社員の法令等に対する理解を深めるため、理解度テスト(10問程度)を毎月実施している。
(消費者向無担保・従事者3名)
- ・ 社員教育に関し、テーマ毎に当該業務担当部署に研修を企画させ、また、経験年数等に応じた研修を実施するなど実効ある研修に力を入れて取り組んでいる。
(信販会社・従事者200名超)

⑥ 反社会的勢力への対応

- ・ 契約書に暴力団排除条項を導入しているが、さらに「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」の提出を顧客に求めるなど、排除の徹底を図っている。
(事業者向無担保・従事者30名超)

⑦ 顧客情報の安全管理

- ・ 顧客情報の漏えいを防ぐため、借入申込書や返済能力調査記録等はコピー不能の用紙を用いている。
(消費者向無担保・従事者200名超)
- ・ 事務所内への携帯電話等の通信機器の持ち込みを禁止するとともに、身の回り品は従業員に支給したスケルトンバッグに入れて持ち込ませるなど、情報の不正持ち出しを防止する措置を講じている。また、フロア全体が確認できる複数の防犯カメラの設置や、権限を付与された者以外はPC上の顧客情報を印刷できない設定とするなど、統制環境を整えている。
(消費者向無担保・従事者300名超)

⑧ 相談及び助言

- ・ 申込み受付時には必ず来店を求めて対面審査を行い、返済についても来店を原則としているなど、顧客との対面でのコミュニケーション(カウンセリング機能)を重視しており、顧客の家計状況等を把握して適切なアドバイスができるよう努めている。
(消費者向無担保・従事者2名)
- ・ 多重債務等が懸念される顧客については、早期のカウンセリングに努め、必要に応じて公的相談機関を紹介している。
(消費者向無担保・従事者200名超)

⑨ 与信

- ・ 面談により詳細な調査を行ったうえで必要最小限の額を貸付けることを創業以来のモットーとしている。また、総量規制の範囲内であっても、他社分と合わせた毎月の返済額が月収の1/3を越えることとなる貸付けを禁じている。
(消費者向無担保・従事者200名超)
- ・ 契約に当たっては必ず顧客に来店を求め、人柄、話し方などにポイントをおいて審査している。
(消費者向無担保・従事者5名)

⑩ 業務の効率化等

- ・ 業容は小規模であるが、入出金処理や償還表の作成等がシステム化されており、正確で効率的な業務処理が行われている。
(消費者向無担保・従事者2名)
- ・ 電話による申し込みの受け付けについては、後日のトラブルを避けるために録音、パソコンに落とし込んで管理している。また、JICCの情報もスキャンしてパソコンで管理しており、効率とリスクを考えて業務を遂行している。
(消費者向無担保・従事者6名)

⑪ その他

- ・ 問合せ対応や勧誘等全ての通話を録音するとともに、担当者が対応記録をシステムに入力している。これをもとに、顧客対応の品質向上を目的とした検証を行っている。
(消費者向無担保・従事者100名超)

Ⅱ 書類監査結果について

1. 監査結果の概要

平成26年度書類監査は、監査計画に基づき、全協会員を対象に実施した(平成26年12月末日現在協会員1,238会員)。

今回の書類監査では法令等改正があったものや実地監査等で指摘があった事項等を重点的に設問化し、より詳細に確認する重点監査方式に変更した。

監査結果については、法令等に抵触するおそれの指摘があった協会員が67会員(構成比5.7%)と前年度(79会員6.5%)とほぼ同じ水準であった。また、改善・見直しの指摘がある協会員は123会員(構成比10.5%)で前年より増加したが、これは監督指針改正に伴い今年度重点的に設問化した「反社会的勢力による被害の防止」や「システムリスク管理態勢」に関する理解不足や態勢不備等によるものである。

指摘事項が認められた協会員に対しては、状況の確認と改善の実施を求め、特に法令等に抵触するおそれの指摘がある協会員については、その改善報告の提出を求め、また、改善への対応状況によっては特別監査の実施を検討することとしている。

(1) 監査報告書提出状況

提出状況	平成26年度(5月20日現在)		平成25年度	
	会員数	(前年増減)	会員数	(前年増減)
監査対象数	1,238会員	▲2.4%	1,268会員	▲4.8%
(廃業等)	▲61会員	27.1%	▲48会員	▲18.6%
評価対象数	1,177会員	▲3.5%	1,220会員	▲4.1%

* 監査通知発送日 平成27年1月19日(監査対象期間 平成26年4月1日～平成27年2月19日)

* 廃業等の内訳は、退会11会員、廃業42会員、不更新3会員、登録取消2会員、未提出3会員。

(2) 監査結果

平成26年度 評価	会員数	(構成比)	指摘件数	(内 訳)	
				法令等に抵触	改善・見直し
法令等に抵触するおそれの指摘がある	67会員	(5.7%)	390件	170件	220件
改善・見直しの指摘がある	123会員	(10.5%)	241件	—	241件
指摘事項はない	987会員	(83.8%)	—	—	—
合計	1,177会員	100.0%	631件	170件	461件

平成25年度 評価	会員数	(構成比)	指摘件数	(内 訳)	
				法令等に抵触	改善・見直し
法令等に抵触するおそれの指摘がある	79会員	(6.5%)	336件	152件	184件
改善・見直しの指摘がある	65会員	(5.3%)	104件	—	104件
指摘事項はない	1,076会員	(88.2%)	—	—	—
合計	1,220会員	100.0%	440件	152件	288件

* 法令等に抵触するおそれがある事項とは、

貸金業法、施行規則、その他関係法令及び協会定款、自主規制基本規則に定められた事項に対し、態勢が未整備または未実施との回答があったものをいう。

* 改善・見直しの必要がある事項とは、

監督指針、社内規則策定がドライン等に照らし、改善が必要と認められるものをいう。

(注)今回実施した証跡確認事項(貸付条件表の点検)については、203会員において軽微な記載ミスが認められたので別途、改善・見直しの指摘とした。

(参考) 書類監査における評価の状況(過去3カ年)

評価	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)	会員数	構成比(%)
法令等に抵触するおそれの指摘がある	128	10	79	7	67	6
改善・見直しの指摘がある	145	11	65	5	123	10
指摘事項はない	1000	79	1076	88	987	84
計	1273	100	1220	100	1177	100

(3) 指摘内容(法令等に抵触するおそれがある事項)

法令等		指摘の概要	2 6年度 指摘件数	2 5年度 指摘件数
貸金業法	貸金 8 条	登録事項変更等の届出態勢未整備	5	4
	貸金 1 2 条の 8	利息、保証料等に係る制限についての実態確認不備	1	2
	貸金 1 2 条の 9	相談及び助言が出来る団体紹介の態勢未整備	－	14
	貸金 1 3 条	資料の未取得等返済能力調査の不備	33	16
	貸金 1 4 条	貸付条件等の掲示不備	3	1
	貸金 1 6 条の 2	契約締結前書面の未交付、記載事項の不備	2	5
	貸金 1 7 条	契約締結時書面の未交付、記載事項の不備	6	11
	貸金 1 8 条	領収書の未交付、記載事項の不備	－	3
	貸金 1 9 条	帳簿の備付けの不備、交渉経過の記録不備	6	7
	貸金 2 1 条	取立て行為規制の遵守不備	－	1
	貸金 2 3 条	貸金業者登録票の不備	1	－
	貸金 2 4 条	債権譲渡に関する態勢不備	－	3
	貸金 4 1 条の 3 5	個人情報情報の未提供	3	1
	貸金 4 1 条の 3 6	個人情報取得の同意未取得、記録不備	5	1
	貸金 4 1 条の 3 7	指定信用情報機関の名称未公表	6	1
	施行 1 0 条の 6	周知徹底(研修等)の未実施	2	2
	施行 1 0 条の 7	貸金業務取扱主任者の要件不足	1	1
	施行 1 0 条の 9 の 2	従業者名簿の記載事項等の不備	17	6
	施行 1 0 条の 1 8	返済能力調査の記録不備	15	4
	施行 1 2 条の 2	契約締結前書面記載事項の不備	1	－
	施行 1 3 条	契約締結時書面記載事項の不備	2	－
	施行 1 5 条	受取証書の記載事項等の不備	1	－
	施行 2 6 条の 2 5	不祥事件の届出の未提出	7	－
貸金業法計			117	83
自主規制基本規則	定款 1 2 条	各種届出書等の未提出	－	13
	定款施行 6 条	報告書等の未提出	1	－
	自主 4 条	法令遵守態勢の未整備	1	1
	自主 5 条	不祥事件等に対する態勢の未整備	－	3
	自主 1 5 条	担保徴求状況の未確認	－	1
	自主 2 2 条	借入意思確認の記録不備	6	2
	自主 2 4 条	保証人の調査未実施、書面の未交付	8	5
	自主 3 2 条	事業実態確認書類の未徴求	5	3
	自主 3 4 条	保証人の調査未実施、書面の未交付	1	4
	自主 5 8 条	ホームページへの明示事項等の不備	1	4
	自主 6 6 条	勧誘の未承諾及び記録不備	－	4
	自主 6 9 条	送付した書面の内容未記入	2	1
	自主規制基本規則計			25
その他法令	犯収法	取引時確認の記録の保存不備	14	15
	紛争解決	指定紛争解決機関の名称未公表、交付書面への未記載	14	13
	その他法令計		28	28
総 計			170	152

貸金 : 貸金業法
 施行 : 貸金業法施行規則
 定款 : 日本貸金業協会定款
 自主 : 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則
 犯収法 : 犯罪による収益の移転防止に関する法律
 紛争解決 : 紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項

(4) 指摘内容(改善・見直しの必要がある事項)

指摘の概要	26年度	25年度
	指摘件数	指摘件数
反社会的勢力による被害の防止について ・反社情報等による審査態勢の不備 ・反社会的勢力に対する基本方針の未公表 等	98	42
システムリスク管理態勢について ・セキュリティレベル維持向上対策の不足 ・外部委託管理態勢の不備 等	71	－
過剰貸付の防止について ・経営者保証ガイドライン対応態勢の未整備 ・貸付審査や返済能力調査に関する検証の不備 ・審査基準や審査内容の見直し未実施 等	43	29
立入検査に係る届出について ・「立入検査に係る届出書」の未提出	36	30
書面の交付義務について ・契約締結時書面の記載内容の不備 ・債権証書返還に関する記録の不備 等	33	25
契約に関する説明について ・契約時の説明に関する実施記録の不備 等	27	28
個人顧客情報の安全管理措置等について ・機微情報の取り扱い態勢の未整備 ・個人情報の漏えいに対する態勢の未整備 等	24	27
帳簿の閲覧・謄写や取引履歴の開示について ・帳簿の備え付けに関する検証の不備 ・取引履歴の開示を行った内容の記録の不備 等	13	6
取立て行為について ・業務の検証と記録保存の不備 等	8	6
取引時確認、疑わしい取引の届出について ・取引時確認にあたり記録する項目の不備 等	7	8
貸金業務取扱主任者について ・主任者の設置状況や機能の検証と記録の不備 等	4	7
その他 ・組織態勢の未整備 ・相談および助言、苦情および紛争等への対応態勢不備 ・内部監査結果の記録と保存の不備 等	97	80
総 計	461	288

2.監査結果の詳細分析

(1)指摘の状況を協会の属性に基づき分類した。

① 資本金別会員数

資本金別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
10億円以上	83	72	6	3	1	1
1億～10億円未満	120	102	12	4	0	2
1億円未満	681	563	43	35	16	24
0(個人)	293	250	16	9	4	14
合計	1,177	987	77	51	21	41

② 取り扱い貸付別会員数

業態別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
1. 個人向け貸金業者	822	685	62	35	16	24
2. 法人向け貸金業者	355	302	15	16	5	17
合計	1,177	987	77	51	21	41

※ 書類監査報告書の回答状況(個人向け回答または法人向け回答)により分類した。

③ 協会加入年数別会員数

加入年数別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
加入2年以上(書類監査3回目以上)	1,081	921	68	45	17	30
加入1年以上(書類監査2回目)	44	35	5	1	1	2
加入1年未満(書類監査1回目)	52	31	4	5	3	9
合計	1,177	987	77	51	21	41

④ 登録先別会員数

登録先別	会員数	指摘なし	指摘1件	2件	3件	4件以上
財務局	272	216	31	15	4	6
都道府県	905	771	46	36	17	35
合計	1,177	987	77	51	21	41

(2)貸付条件表の点検結果について

貸付条件表の写しの提出を受け、記載状況等を確認した。

	会員数	構成比
指摘事項はない	935	79.4%
指摘事項がある	242	20.6%
合計	1,177	100%

(おもな指摘内容)

賠償額の元本に対する割合を小数点第一位まで表示していない	102 会員
貸付利率を小数点第一位まで表示していない	83 会員
主な返済例の内容に不備がある	77 会員
貸付の種類ごとに作成していない	60 会員
担保について記載がない	29 会員

以上

平成27年度における協会員に対する監査計画

平成27年4月
日本貸金業協会

<監査方針>

本協会の監査は、協会員の法令・定款・その他諸規則の遵守状況、及びそれを遵守するための内部管理態勢の整備及びその運用状況などを確認するほか、協会員の業態及び規模に応じ、重点を絞込んだ監査方式等により、効率的で実効的な監査を実施する。

監査の実施に当たっては、協会員の業務運営に関する自己改善努力を活かしつつ、指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては、厳正な監査を行う。

また、書類監査と実地監査の連携強化により、協会員の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の透明性を図るため、監査手法や監査チェック項目について公表を行う。

なお、実地監査における経営者との面談等を通じ、経営状況及び貸金業法等に対する意見・要望等について引き続き情報を収集する。

記

1. 監査の重点事項

(1) 資金需要者保護のための重点項目

- ① 過剰貸付けを防止する観点から、「過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む。）」について
- ② 取引の適正化を確保する観点から、「書面交付」及び「取立て行為」について
- ③ 個人情報漏洩防止の観点から、「個人顧客情報の安全管理措置等」について

(2) 貸金業者の健全性確保のための重点項目

- ① 内部管理態勢の充実を図る観点から、「法令等遵守態勢」及び「経営管理（業務検証、研修）等」について
- ② 反社会的勢力を排除する観点から、その「態勢整備」と「運用状況」について
- ③ 貸金業務の適正な運営を確保する観点から、「貸金業務取扱主任者の機能発揮」について

2. 監査の種類と実施方法

(1) 一般監査（実地監査、書類監査）

法令・自主規制基本規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況等について、全般的に点検を行う。

① 実地監査

協会員の主たる営業所及び従たる営業所において帳簿書類等の点検を行う。

② 書類監査

協会員に対し報告を求めた書類に基づいて監査を実施し、不備事項等について改善指導を行う。

(2) 特別監査（機動的監査、フォローアップ監査）

法令・自主規制基本規則の遵守状況、内部管理態勢の整備状況等のうち、特定の項目について必要に応じて機動的に点検を行う。

① 機動的監査

資金需要者保護の観点及び行政庁からの要請により実態把握が必要と認められる協会員に対して、原則として実地監査により点検を行う。

② フォローアップ監査

協会監査等で改善報告を求めた協会員に対するフォローアップのため、原則として実地監査により点検を行う。この特別監査は、書類監査の結果に係る点検を含むものとする。

3. 監査対象協会員等

(1) 実地監査

① 実施数 120協会員程度

このうち、90社程度は消費者向貸金業者（無担保、有担保）とする。

なお、選定に当たっては登録行政庁と重複等が無いように調整を行う。

② 対象部署

実地監査の対象部署は、原則として協会員の主たる営業所とする。

ただし、必要に応じて従たる営業所に対しても監査を行うことがある。

③ 期間

実地監査の期間は、協会員の業容や規模等を勘案するものとするが、1協会員につき、2営業日程度から2週間程度とし、短期間監査を増やす。

(2) 書類監査

① 対象 全協会員

② 回数 下半期に1回実施

(3) 特別監査 必要に応じ、実地監査により実施

4. 監査項目等

(1) 一般監査の主たる項目は、別紙のとおりとする。

ただし、これらの項目については、監査対象協会員の業務内容、規模業容、監査期間等を考慮して適宜選択することとするが、特に前記1. (1) (2) の項目については重点的に点検する。

(2) 特別監査における項目は、監査対象協会員の業務内容及び規模業容を考慮して適宜選択する。

- (3) 実地監査に当たっては、貸金業法完全施行後の資金需要者・貸金業者の動向、今後の貸金市場等への取組みについて、経営者からヒアリングを行う。

5. 監査手順

(1) 実地監査

① 実施通知

実地監査の実施に当たっては、監査期間等を協会員代表者に対し書面により通知する。
当該通知は、一般監査については原則として監査着手の概ね3週間程度前に、特別監査の実施に当たっては、監査着手日までに行う。

② 講評

実地監査における立入監査終了に当たっては、把握した法令・諸規則等の違反及び内部管理の不備等について、講評する。

なお、改善を要する事項は書面により確認する。

③ 結果通知

実地監査結果は、立入監査終了後、原則として2ヶ月程度以内に協会員代表者に対し書面により通知する。

(2) 書類監査

① 実施通知

書類監査の実施に当たっては、「書類監査実施通知書」、「書類監査報告書」、「実施要領」等を書面により協会員代表者に通知する。

また、監査重点事項や法令改正等に対応すべく監査項目の絞り込み等を検討する。

② 監査報告書等の点検

提出を受けた書類監査報告書等の内容を点検し、評価・分析する。

③ 結果通知

書類監査結果は、協会員代表者に対し書面により通知する。

6. 協会員に対する指摘事例等の周知徹底

法令・諸規則等の遵守の徹底及び違反行為の再発防止に資するため、実地監査結果に係る具体的な指摘事例集及び書類監査に係る改善の手引等を作成し全協会員に周知するとともに、問題点の解説を行う。

7. 監査員の研修等

監査員の一層の資質の向上を図るため、研修を随時実施するとともに、監査マニュアル等監査ツールの更なる充実を図る。

8. 監督官庁、その他関係機関との連携

金融庁、財務局及び都道府県庁とは、法令・諸規則の遵守状況など監査結果について情報交換を行うなど連携を強化する。
また、新たに財務局登録の協会員から検査結果通知書(写し)の提出を受けることとなったこと等を踏まえ、当局検査と本協会監査の効率的な連携について意見交換を実施する。併せて、消費者団体等とは、意見交換、情報交換及び各種報告を行うなど、連携の強化を図る。

別紙

【参考】

◎平成27年度監査計画に基づく監査項目

- (1) 経営管理等
- (2) 法令等遵守態勢
- (2)の2 反社会的勢力による被害の防止
- (3) 個人顧客情報の安全管理措置等
- (4) 外部委託
- (5) 取引時確認、疑わしい取引の届出
- (6) 相談及び助言の対応態勢
- (7) 苦情及び紛争等の対応態勢
- (8) 貸金業務取扱主任者
- (9) 禁止行為
- (9)の2 利息・保証料等に関する制限等
- (10) 契約に関する説明
- (11) 過剰貸付けの防止(個人信用情報の提供等を含む。)
- (12) 広告の取扱い
- (13) 書面の交付義務
- (14) 取立て行為
- (15) 取引履歴の開示
- (16) 債権譲渡等
- (17) 営業店登録
- (18) 過払金支払

◎中規模以上の協会員に対する監査項目

システムリスク管理態勢

※下線 … 本年度の監査の重点項目

問合せは下記にお願いします。

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 監査部：佐々木、坂田、進藤

TEL 03-5739-3015 FAX 03-5739-3028